

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2018年11月7日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4）平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5）その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること  
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 180386

国名：エジプト 担当：人間開発部

案件名：病院の質向上プロジェクト

## 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2018年11月7日から2018年11月13日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2018年11月7日から2018年11月13日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2018年11月30日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：12月中旬
- (5) 契約交渉（予定）：1月上旬～1月上旬

## 2 業務の内容

### 【事業の背景】

エジプト・アラブ共和国では、5歳未満児死亡率や妊産婦死亡率等の保健医療全般の水準は改善してきている一方で、複数の母体（治療ケア機関、予防セクター熱病院、教育病院、専門医療センター、健康保険機構）が独自に保健医療サービスを提供する非効率な体制となっている。その上、医薬品の不足や長い待ち時間、不衛生な環境、スタッフの態度等のサービスの質に課題があり、特に公的医療機関においては脆弱層をはじめとする国民が求めるレベルの保健医療サービスを提供できていない。このような背景の下、エジプト政府は医療保障制度改革の一貫として、非効率な公的医療サービス提供体制を見直すとともに、現行の「エジプトヘルスケア認証プログラム病院基準」と5S-KAIZEN-TQM手法を活用したサービスの質や職場環境の改善との連動を図り、もって保健医療サービスの質改善に寄与する技術協力を要請した。

### 【事業目的】

本事業は、エジプトにおいて、保健医療サービスの質・医療安全に係る保健人口省の管理監督体制及び保健人口省傘下病院の実施管理体制を整備することにより、保健人口省傘下病院のサービスの質改善のための基盤強化を図り、もって保健人口省傘下病院のサービスの質改善に寄与するものである。

### 【上位目標】

保健人口省傘下病院のサービスの質が改善する。

### 【プロジェクト目標】

保健人口省傘下病院のサービスの質と医療安全の改善のための基盤が強化される。

### 【成果】

成果1：保健人口省の保健医療サービスの質・医療安全に係る管理監督体制が強化される。

成果2：対象病院（注）における保健医療サービスの質・医療安全に係る実施管理体制が強化される。

### 【主な活動】

- ・5S-KAIZEN-TQM手法の実施に焦点を当てた、質・医療安全に関するガイドライン、マニュアル、モニタリング・評価ツール、研修教材等の策定支援
- ・策定したガイドラインに基づく対象病院スタッフ及び関係者への研修実施支援、モニタリング・評価体制強化支援、グッドプラクティスの共有、等。

（注）対象病院はエジプト全土27県中、治安情勢により北シナイ県を除く26の各県から1～4病院を選出。計50病院。

## 3 条件等

### (1) 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (2) 参加の制限

特になし。

## 4 契約期間（予定）

2019年1月下旬～2024年1月中旬

## 5 想定人月（予定）

103.40 M/M

以上